

◆八雲町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の制定について（概要）

1. 趣旨

介護保険制度の改正により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参加し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨として「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）が創設され、当町では平成29年4月から開始します。

「総合事業」は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成され、これまで全国一律の基準で提供してきた要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスについては、市町村が中心となって地域の実情に応じた取組ができる総合事業に移行します。

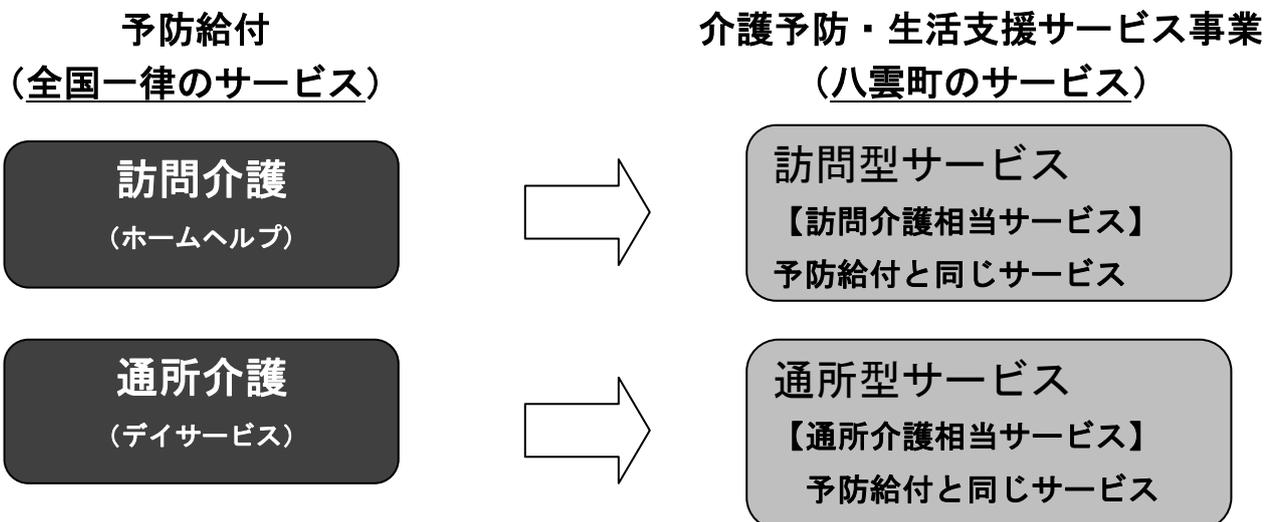
当町では、社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業を充実させ、多様で柔軟な生活支援のある地域づくりを目指すことを基本として、総合事業を実施していきます。

つきましては、国が示すガイドライン等もとに検討を行い、当町における総合事業実施の際、必要な事項に関して要綱として取りまとめましたので、町民の皆様からのご意見を募集します。

2. 平成29年4月から当町が実施する事業について

【介護予防・生活支援サービス】

事業開始時、当町において実施する介護予防・生活支援サービス事業は、訪問型サービス、通所型サービスいずれも、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスとして、予防給付と同じサービスの提供を行います。



上記のほかに生活支援サービスとして、栄養改善や安否確認を目的とした配食サービスを（現在のサービスを継続して）実施します。

【一般介護予防事業】

元気な高齢者や心身機能の低下がみられる高齢者など、様々な状況の65歳以上すべての高齢者に対して、当町の状況に応じた、効果的。効率的な介護予防の提供を行っていきます。

現在行っている予防事業等（各予防教室、シルバーオリンピック、ふれあい農園等）の拡充、充実を図っていきます。